



## 産業廃棄物処分業許可証

住 所 大分県大分市大字久土字花影184番地の64

氏 名 トーヨー木材工業株式会社

代表取締役 板井 貴裕

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する

不許複製  
大分市長 足立 信也



許可の年月日 令和 6年 2月27日

許可の有効年月日 令和11年 2月26日

1. 事業の範囲 (処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。))

### 事業の区分

中間処理(破碎)

### 産業廃棄物の種類

廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず

(以上7種類。ただし、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含まない。特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

2. 事業の用に供するすべての施設(施設ごとに種類、設置場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号(産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。))

(1) 施設の種類: 破碎施設(固定式兼移動式)(DW2268K)

設置場所: 大分市大字屋山字西ノ平54番3外10筆

設置年月日: 令和4年9月10日

処理能力: 廃プラスチック類(185t/日)、木くず(291t/日)(全て8時間/日)

許可年月日: 平成27年2月12日

許可番号: 大分市指令第21367号

種類: 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず

(以下第2面へ記載)



許可番号 08820 109548

- (2) 施設の種類 : 破碎施設 (固定式兼移動式) (AK565K)  
設置場所 : 大分市大字屋山字西ノ平54番3外10筆  
設置年月日 : 令和3年7月16日  
処理能力 : 101.84t/日 (8時間/日)  
許可年月日 : 平成23年9月13日  
許可番号 : 大分市指令第2425号  
種類 : 木くず、繊維くず

不許複製

3. 許可の条件

破碎施設を移動式として使用する場合は、産業廃棄物を排出する現場内に限る。

4. 許可の更新又は変更の状況

平成16年	2月27日	産業廃棄物処分業許可
平成21年	3月10日	産業廃棄物処分業更新許可
平成23年	11月1日	産業廃棄物処分業変更届
平成25年	4月3日	産業廃棄物処分業変更許可
平成26年	2月27日	産業廃棄物処分業更新許可
平成27年	4月30日	産業廃棄物処分業変更許可
平成27年	7月23日	産業廃棄物処分業変更届 (破碎施設の一部廃止)
平成31年	2月27日	産業廃棄物処分業更新許可
令和3年	12月10日	産業廃棄物処分業変更届 (破碎施設の更新)
令和4年	10月27日	産業廃棄物処分業変更届 (破碎施設の更新)
令和6年	2月27日	産業廃棄物処分業更新許可

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無  
あり

(以下余白)